市民局指定管理者審査選定委員会議事概要

1　日　時　　令和７年６月２７日（金）　９時００分～１２時００分

2　会　場　　さいたま市役所本庁舎２階　特別会議室

3　出席者　（委　員）角谷委員長、穴見委員、長谷川委員、山口委員、丸屋委員、渋谷委員、小林委員

（所管課）コミュニティ推進課、市民協働推進課

（事務局）市民生活安全課

4　欠席者　　なし

5　諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨【結果】のとおり答申した。

（審査対象施設）

	施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
ア	さいたま市馬宮コミュニティセンター外３施設	4	コミュニティ施設	公募	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
イ	さいたま市東大宮コミュニティセンター外４施設	5	コミュニティ施設	公募	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
ウ	さいたま市南浦和コミュニティセンター外５施設	6	コミュニティ施設	公募	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
エ	さいたま市美園コミュニティセンター外３施設、老人憩いの家ふれあいプラザ	4	コミュニティ施設	公募	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
オ	さいたま市サウスピア（武蔵浦和コミュニティセンター）	1	コミュニティ施設	公募	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
カ	さいたま市市民活動サポートセンター	1	コミュニティ施設	公募	令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

6　議事要旨

（１）委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場から議事を進めることができるとして、弁護士である角谷委員が選任された。委員長職務代理者には、企業の健全性、財務状況の観点から審査ができるとして、中小企業診断士である穴見委員が指名された。

（２）指定管理者選考方法案について

ア　さいたま市馬宮コミュニティセンター外３施設

イ　さいたま市東大宮コミュニティセンター外４施設

ウ　さいたま市南浦和コミュニティセンター外５施設

エ　さいたま市美園コミュニティセンター外３施設、老人憩いの家ふれあいプラザ

オ　さいたま市サウスピア（武蔵浦和コミュニティセンター）

５（審査対象施設）のうちア～オまでの施設について、所管課から以下の説明を受けた。

■募集における施設のグルーピング

利用者及び管理運営の効率性から、施設数は配置等を考慮し５つのグループに分けて募集する。

募集要項等の内容については、各グループ共通のため、「ア　さいたま市馬宮コミュニティセンター外３施設」の資料を使用し、説明する。

■募集区分

ア～エは複合、オは単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市コミュニティ施設条例

市民のコミュニティ活動のための施設として、コミュニティ施設を設置する。

■施設概要

施設により多少異なるが、主に多目的ホール、音楽室、集会室、調理室、和室等を有している。

■業務内容

・附属設備の維持管理
・２５０万円以下の修繕業務
・施設管理運営に関する業務（施設利用者の受付、許可、使用料の収納）
・施設の設置目的を達成するために必要な業務（生涯学習機能、地域交流機能、地域支援機能）
・その他の業務（危機管理マニュアル作成、ホームページによる情報提供、アンケート調査、各種報告書の提出等）

■指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。

■募集方法

公募とする。

■申請資格要件等

・事務所の所在地がさいたま市内であること。
・コミュニティ施設（同等の施設を含み、施設所在地が市外も可とする）の管理運営業務（コミュニティ活動、生涯学習活動等の講座等の実施を含む）を３年以上継続して行っていること。

■選定基準（審査項目・配点）

コミュニティセンターの設置目的の達成に不可欠である３つのコア機能（生涯学習機能、地域交流機能、地域支援機能）に関する項目を重視するため、市民意見の反映や事業の企画実施における市民参画を推進する協働運営組織として、地域連絡協議会の活用に係る配点を３倍とする。また、コロナ禍以前と比較し、利用率が低下したままの施設もあることから、施設の利用率に係る配点を３倍としている。

４つ目のグループのうち「老人憩いの家ふれあいプラザ」については、福祉局の所管となるため、コミュニティセンターの２５０点とは別に、老人憩いの家として５０点設ける。老人憩いの家の審査選定については、福祉局指定管理者審査選定委員会に諮る。採点については、第２回福祉局指定管理者審査選定委員会における点数に、第２回市民局指定管理

者審査選定委員会での点数を加えて、総合的に審査することとなる。

■利用料金制

市民のコミュニティ活動のための施設であり、自主的、主体的な市民の活動から、営利を目的とした広域的な活動を広く包含している。そのため、経営概念を取り入れた利用料金制はなじまないことから採用しない。

■指定管理料

積算については、これまでの実績や、５年間の人件費上昇等を見込んで算出した。

【質疑】

Q　さいたま市サウスピアは正式名称か。また、その他各種募集要項等においても、略称等ではなく、条例上の名称に合わせるのが適切ではないか。

A　さいたま市サウスピアという名称については、業務内容が施設全体の管理となることから、範囲がわかりやすいように上記の区分名とした。条例上の名称は「武蔵浦和コミュニティセンター」であるため、御指摘いただいた施設も含め、条例上の名称に訂正する。

Q　人件費について、賃金上昇等も含まれた金額になるか。

A　お見込みのとおり。内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における賃金上昇率を参考に、人件費の高騰分を積算している。

Q　市民意見はどのように聴取しているか。

A　自治会・小学校、ＮＰＯ団体、利用団体等からなる地域連絡協議会において、市民意見を聴取している。また、各施設でもアンケートを実施している。

Q　提出書類について、時間外労働・休日労働に関する協定届（３６協定届）、就業規則及び給与規程、育児・介護休業規定等の付属規程や、概算・増加概算・確定労働保険料申告書、被保険者標準報酬決定通知書を追加してほしい。

A　承知した。

（質疑等終了、所管課退室）

【結果】

ア～オについては、以下のとおり修正することが適切であると答申することに決定した。

・各施設募集要項　申請の際に提出すべき書類の欄中（２）申請者に関する書類「②定款、寄附行為、規則、その他これらに類する書類」に、「※時間外労働・休日労働に関する協定届（３６協定届）、就業規則及び給与規程、育児・介護休業規定等の付属規程を含む」の文言を追加する。

・新たに同欄中（２）申請者に関する書類について、「概算・増加概算・確定労働保険料申告書（控）」（最新年度のもの）※労働保険事務組合の場合は、「労働保険料等納入通知書」を追加する。

・新たに同欄中（２）申請者に関する書類について、「被保険者標準報酬決定通知書（最新年度のもの)」を追加する。
・同欄中（４）提出書類チェックシート様式９については、上述の内容を踏まえ、各項目を追加することとする。

・募集区分名称や施設名称をはじめ、各種募集要項等においては、施設名は略称等ではなく条例上の名称に合わせること。

カ　さいたま市市民活動サポートセンター
５（審査対象施設）のうちカについて、所管課から以下の内容について説明を受けた。

■これまでの経緯
市民活動サポートセンターは、市民活動を支援しその活性化を図るため、平成１９年１０月に開設した。管理運営については、市民の代表である指定管理者と行政が役割分担をしながら行ってきた。
しかし、平成２７年９月の市議会において、管理運営上の事務の取り扱いについて、一部不適切であるとの指摘を受け、新たな管理基準を定めるまでの間、指定管理者による管理を適用しない旨の条例改正が採決されたことから、平成２８年度から市直営による管理運営を行ってきた。
平成２９年度に、管理基準を新たに定め、平成３０年度からそれに基づく管理運営を行ってきた。令和元年９月議会において条例改正が行われ、令和３年度から指定管理者による管理運営が可能となった。

■募集区分
単独
■設置条例名・設置目的
さいたま市市民活動サポートセンター条例
市民活動を支援し、その活性化を図るため。
■施設概要
《所在地》さいたま市浦和区東高砂町１１－１
さいたま市複合公共施設コムナーレ９階
《規　模》　施設面積３，２１６．５４㎡（公有財産上の面積）
《主な施設》ラウンジ、多目的展示コーナー、印刷作業室、パソコンコーナー、資料閲覧コーナー、団体ロッカー及びメールボックス、プレイルーム、授乳室
■業務内容
・施設の運営に関する業務（市民活動に関する活動の場の提供業務・交流の促進業務・情報の収集及び提供業務・相談業務・学習の機会の提供業務、総合案内業務、その他市民活動及び協働の推進に必要な業務）
・その他の業務（物品の維持管理、災害時の施設維持管理への協力、電子マニフェストを

利用した産業廃棄物の処理、危機管理マニュアルの作成、各種報告書の提出）

■指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。

■募集方法

公募とする。

■申請資格要件等

・本店の所在地がさいたま市内であること。

・市民活動団体が利用する施設（市民活動支援施設、コミュニティ施設及び生涯学習施設等）で５年以上の管理運営業務の実績があること。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に定める選定基準を踏まえ、次のとおり大分類を設定する。

１　市民の平等な利用が確保できるものであること。

２　事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

３　事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

そして、法令順守及び公平性に係る項目の配点を３倍とするほか、施設の設置目的の達成度やサービス向上に係る配点等を２倍としている。

■利用料金制

市民活動サポートセンターにおける利用料金は、団体ロッカー、メールボックス、貸出機材における使用料のみとなっており、当該使用料で運営を行う収益的施設ではないことから、利用料金制を採用しない。

■指定管理料

過去の指定管理料支払い実績及び、収入実績より算出した。

【質疑】

Q　市民活動における相談業務とは何か。

A　専門家による法律相談や会計相談、職員による市民活動開始に係る相談等である。

Q　利用率は高いのか

A　予約制ではないため、利用率の計上はしていない。
令和６年度における来場者数は約３８万人である。

Q　利用者の満足度を図る取組はあるか。

A　施設に意見ボックスを設けるほか、年に４回程度利用者懇談会を実施している。また、指定管理者において区民まつり等へ出張し、利用者アンケートの収集を行ったことがある。

Q　事業費にはどういったものが含まれるのか。

A　職員の旅費・交通費、通信運搬費、印刷製本費、会場の使用料等が含まれる。

Q　提出書類について、時間外労働・休日労働に関する協定届（３６協定届）を追加してほしい。

A　承知した。

（質疑終了、所管課退室）

【結果】

カについては、以下のとおり修正することが適切であると答申することに決定した。

・各施設募集要項　申請の際に提出すべき書類の欄中（２）申請者に関する書類「②定款、寄附行為、規則、その他これらに類する書類」に、「※時間外労働・休日労働に関する協定届（３６協定届）」の文言を追加する。

・同欄中（４）提出書類チェックシート様式８については、上述内容を踏まえ、修正を行う。

以上